

一般社団法人えひめ防災福祉協議会  
定款

平成30年 9月 11日 作成

一般社団法人えひめ防災福祉協議会  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人えひめ防災福祉協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、愛媛県内の介護施設、障がい者施設、高齢者施設、医療機関やそこに所属している介護職員・医師・看護職員等が、それぞれの知識や経験を生かし、防災や防犯の啓発活動や研修を行いながら、災害弱者・犯罪弱者とされる高齢者・障がい者等の生命・財産を守るために次の活動を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

- (1) 防災・防犯に関する情報の発信・共有
- (2) 災害時に必要となる物資、機器、用具等の収集、配布、備蓄、管理
- (3) 防災・防犯に関する研修会や啓発活動の実施
- (4) 介護施設等の防火訓練、防災訓練、防犯訓練の手伝いや協力
- (5) 介護職員、医療関係者間の連絡・連携の強化
- (6) 防災マップの作製に関する助言
- (7) 募金活動
- (8) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を愛媛県松山市大山寺町 1411 番地 1 に置く。

(公知の方法)

第4条 当法人の告知方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に關す

る法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入社手続き)

第6条 当法人の設立後社員となるには、入社申込書により申し、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の指名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員本人の退社の申し出

ただし、退社の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 死亡

(3) 除名

2 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によってその社員除名することができる。

### 第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理公使)

第14条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、早快ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印又は署名して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4条 理事、監事、代表理事

(役員の設定等)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

幹事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任の方法)

第17条 当法人の理事及び監事を選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第19条 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定し、その者を代表理事とする。

- 2 当法人は、代表理事のほか、副代表理事及び常任理事若干名を置くことができる。
- 3 代表理事は、当法人を代表し、副代表理事は代表理事を補佐する。代表理事に事故あるときはその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の任期)

第20条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された監事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第21条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事、常任理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び幹事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (事業計画及び収支予算)

第30条 当法人は事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書（賞味財産増減計画書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置く。

### (剰余金の不配当)

第32条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

### (残余財産の分配)

第33条 当法人は、解散したとき、その残余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- i 国若しくは地方公共団体
- ii 公益社団法人又は公益財団法人

## 第7章 定款の変更等

(定款変更)

第34条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- i 社員総会の決議
- ii 社員が欠けたとき

## 第8章 附則

(設立時社員の指名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の指名及び住所は、次のとおりである。

住所 愛媛県松山市衣山5丁目768番地36

松野 重弘

住所 愛媛県松山市南江戸3丁目11番8号

堀 英司

住所 愛媛県松山市元町2番5号

安藤 健司

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時理事 松野 重弘、堀 英司、安藤 健司

設立時監事 和田 修

設立時代表理事 松野 重弘

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、法人設立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法その他の法令の定めるところによる。



一般社団法人えひめ防災福祉協議会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印をする。

平成30年9月11日

設立時社員 松野 重弘 印

設立時社員 堀 英司 印

設立時社員 安藤 健司 印